

諫早市監査委員告示第14号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月22日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度(後期)定期監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	市民生活 環境部	環境政策 課	【指摘事項】 諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、出納機関は、現金を収納したときは、当日中又は翌日まで に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されて いるが、収納金の払込みが遅延しており、前定期監 査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられ た。 については、規則に基づく適正な収納金の払込事務の執 行に努められたい。	令和2年2月20日	諫早市会計規則第17条第3項及び 第4項に定める収納金の払込事務の 執行について、適正な事務処理が順 守されるよう、当該事務の関係全職 員に周知徹底し、改善を図った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	市民生活 環境部	環境政策 課	【指導事項】 地方自治法施行令第158条第2項によると、歳入の徴 収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公 共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入 義務者の見やすい方法により公表しなければならないと 規定されているが、ごみ処理手数料徴収事務委託にお いて告示が行われていない事例が見受けられた。 については、適正な徴収事務委託の事務の執行に努めら れたい。	令和2年2月20日	地方自治法施行令第158条第2項に 定める告示及び公表の取り扱いにつ いて、改めて課内全職員で当該取り 扱いの情報を共有し、再度、処理を 失念することのないよう、意思統一を 図った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	市民生活 環境部	環境政策 課	【指導事項】 諫早市会計規則第8条によると、歳入を収入しようとする ときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類 に基づいて調定するよう規定されているが、環境センター 敷地使用料等が任意の日で調定されている事例が見受け られた。 については、規則に基づく適正な調定事務の執行に努め られたい。	令和2年2月20日	諫早市会計規則第8条に基づき、任 意の日で調定するのではなく、使用 許可の決裁日(許可通知日)等を もって調定日とする適正な事務処理 に改善を図るよう、組織内で再確認 を行った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	市民生活 環境部	新倉屋敷ク リーンセン ター	【指導事項】 諫早市会計規則第8条によると、歳入を収入しようとする ときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類 に基づいて調定するよう規定されているが、尿処理場 電気料等実費徴収金が任意の日で調定されている事例 が見受けられた。 については、規則に基づく適正な調定事務の執行に努め られたい。	令和2年2月20日	諫早市会計規則第8条に基づき、任 意の日で調定するのではなく、使用 料決定の決裁日(納入通知日)を もって調定日とする適正な事務処理 に改善を図るよう、組織内で再確認 を行った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	農林水産 部	農地保全 課	【指摘事項】 諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項において 準用する諫早市道路占用料条例第3条及び諫早市準用 河川流水占用料等徴収条例第3条によると、占用料は、 占用の期間が1年以下の場合にあっては当該占用の開 始前に徴収し、次年度以降の分については毎年度分を 当該年度の4月30日までに徴収すると規定されてい るが、占用料が占用開始前に徴収されておらず、前定期 監査時の指導事項が改善されていない事例、次年度以 降分の占用料が4月30日までに納められていない事例 が見受けられた。 については、条例に基づく適正な占用料の徴収事務の 執行に努められたい。	令和2年2月1日	占用開始前の占用料徴収につ いて、課内協議を行い、占用開始前 の納入状況確認、及び申請者に対し ての指導を徹底することとした。 次年度以降分の占用料徴収につ いて、課内協議を行い、4月初旬に 納入通知書を送付し、更に納入期限 前に、未納である申請者に電話連絡 を行い、期限内の納入を促すことと した。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	農林水産 部	農地保全 課	【指導事項】 諫早市法定外公共物管理条例施行規則第5条によ ると、占用の期間の更新申請は、期間が満了する日の30 日前までに提出しなければならないと規定されているが、 規定どおり提出されていない事例が見受けられた。 については、規則に基づく適正な占用許可事務の執行に 努められたい。	令和2年2月1日	更新申請について、課内協議を行 い、これまで占用の期間は、占用を 開始した年度の年度末までとしてい たが、2月以降に申請があったもの については、申請者へ翌年度以降 の更新申請の意志を確認し、更新の 意志がある場合は、期間満了日を翌 年度末とすることとした。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	農林水産 部	地籍調査 課	【指導事項】 諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、出 納機関は、現金を収納したときは、当日中又は翌日まで に収納金融機関に払い込まなければならないと規定され ているが、収納金の払込みが遅延している事例が見受け られた。 については、規則に基づく適正な収納金の払込事務の執 行に努められたい。	令和2年2月20日	収納事務について、課内会議を行 い、諫早市会計規則に基づき適正な 事務処理を行なうよう周知徹底を 図った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	建設部	ダム推進課	【指導事項】 諫早市有財産評価委員会規程第6条第1項及び第2項 によると、市有財産を取得しようとするときは、その価格に ついて委員会の評定に付さなければならないと規定され るが、委員長が委員会の評定に付する必要があると認める ものについては、これを省略し、又は回議して行うことが できると規定されているが、委員長が委員会の評定に付 する必要がないと認めたことを確認できる書類が整備され ないまま、委員会の評定に付することを省略している事例 が見受けられた。 については、規程に基づく適正な土地の取得価格決定の 事務の執行に努められたい。	令和2年5月12日	今回の取得価格決定について、市 有財産評価委員会事務局と協議の 結果、令和2年5月12日の市有財産 評価委員会において、委員長から委 員に報告し議事録を作成する事とし た。今後は、諫早市有財産評価委員 会規程に基づき、書類を整備するよ う事務の改善を行った。

令和元年度(後期)定期監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	小長井支所	地域総務課	【指導事項】 諫早市物品会計規則第14条によると、備品管理記録票に記載すべき物品の価格は取得価格又は見積価格と規定されているが、備品管理記録票の単価及び取得価格又は見積価格が記載されておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。については、規則に基づく適正な物品の管理に努められたい。	令和2年5月15日	参考価格の調査及びシステムへのデータ入力などを行った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	小長井支所	産業建設課	【指摘事項】 諫早市道路占用料条例第2条第1項の規定による占用料の算定において、占用料の一部を遺漏し、誤った金額で徴収している事例が見受けられた。については、適正な占用料の徴収事務の執行に努められたい。	令和2年1月23日	占用料の算定について、二重チェックを実施するよう課内協議を行った。また事業所に占用料の算定誤りを説明し、適正金額との差額を令和2年1月23日に納入してもらった。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	小長井支所	産業建設課	【指導事項】 長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、条例第9条第3項の規定により許可の期間を更新しようとする者は、許可の期間が1年以上3年以内のものにあつてはその期間満了の1月前までに、屋外広告物更新許可申請書を提出しなければならないと規定されているが、提出が遅延した更新許可申請書を受理し、許可している事例が見受けられた。については、規則に基づく適正な屋外広告物の許可事務の執行に努められたい。	令和2年1月28日	条例に基づき期限までに提出させるよう、課内職員に対し周知徹底を行った。また、提出期限を業務スケジュールに登録した。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	小長井支所	産業建設課	【指導事項】 諫早市法定外公共物管理条例施行規則第9条によると、諫早市法定外公共物管理条例第16条第2号に規定する公益上その他の規則で定める特別の事情及び土地占用料等を減額又は免除する割合が規定されているが、法定外公共物占用許可において減免の理由と根拠を付さず占用料を減免している事例が見受けられた。については、規則に基づく適正な法定外公共物占用料の減免事務の執行に努められたい。	令和2年4月1日	所管課において、法定外公共物占用料の額の特例について内規を整備してもらい、令和2年4月1日から施行している。

諫早市監査委員告示第15号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月22日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度(後期)定期監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	後期定期 (10月～ 12月実 施分)	上下水道局	経営管理 課	<p>【指導事項】 行政財産の目的外使用の使用料が納入期限内に納められておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。 については、規則に基づく適正な使用許可事務の執行に努められたい。</p>	令和2年2月28日	<p>諫早市行政財産の使用料徴収条例に基づき、期限内に納付されているかの確認と電話連絡による期限内納付の依頼を行った。</p>

諫早市監査委員告示第16号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月22日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度(後期)定期監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	教育委員会	生涯学習課	【指摘事項】 諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、現金を収納したときは、当日中又はその翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、収納金の払込みが遅延しており、前回の定期監査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられた。 については、規則に基づく適正な収納金の払込事務の執行に努められたい。	令和元年10月22日	課内会議を実施し、諫早市会計規則等に基づく適正な事務処理ができるよう、担当職員以外でも対応できる体制を整えた。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	教育委員会	生涯学習課	【指摘事項】 諫早小学校校外消防設備点検業務委託において、諫早市役所第4別館の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書に、防火管理者及び立会人の記名押印がなされておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。 については、適切な業務委託の執行に努められたい。	令和元年10月22日	点検結果報告書について、立会人と担当職員及び委託業者で書類の内容について相互に確認し、回議の際にも十分な確認をするよう徹底を図った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	教育委員会	生涯学習課	【指導事項】 平成30年度諫早市子ども体験活動支援事業実施要綱10によると、補助金の交付申請書は事業実施の30日前までに市長に提出するよう規定されているが、30日前までに提出されていない事例が見受けられた。 については、適正な補助金の交付事務の執行に努められたい。	令和元年5月10日	平成31年度においては、「学級役員研修会」、「校長・教頭会」等において、事業内容説明時に改めて、申請時期について説明し、担当職員の外、課内職員全員にも適切な事務処理が行えるよう周知徹底を図った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	教育委員会	図書館	【指摘事項】 諫早市決裁規程別表第2によると、減免の決定における専決者は、減免基準によるものであらかじめ基準適用の決裁を受けたもの以外のものは部長(教育次長)と規定されているが、たらみ図書館の施設使用料において、教育次長の決裁を受けていない団体の使用料を減免している事例が見受けられた。 については、規程に基づく適正な施設の使用料の減免事務の執行に努められたい。	令和2年2月16日	「諫早市立図書館施設使用料減免申請書」の受付時に、減免適用団体一覧表で確認し、一覧表に記されている一連番号を申請書に記入することで減免団体の確認を確実に行うよう徹底を図った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	教育委員会	図書館	【指導事項】 諫早市立図書館の使用料の減免に関する規則別記様式において、諫早市立図書館施設使用料減免申請書の様式が定められているが、申請者の押印欄があるにもかかわらず押印がなされていない事例が見受けられた。 については、規則に基づく適正な施設の使用料の減免事務の執行に努められたい。	令和2年2月16日	「諫早市立図書館施設使用料減免申請書」受付時の確認後、施設使用台帳に記入する際にも、申請書に押印等の漏れがないか確認するよう徹底を図った。
R1	後期定期 (10月～12月実施分)	教育委員会	図書館	【指導事項】 諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものと規定されているが、たらみ図書館電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日を設定されている事例が見受けられた。 については、規則に基づく適正な徴収事務の執行に努められたい。	令和2年3月8日	会計規則の規定を確認し、調定から20日以内に納入期限を定めるように改善した。